（様式７）

　　　　　　　　　　機密保持に関する誓約書

鴻巣市放課後児童クラブWi-Fi導入事業にかかる企画提案参加予定者（以下「乙」という。）は、鴻巣市（以下「甲」という。）が行う「鴻巣市放課後児童クラブWi-Fi導入事業」（以下「本業務」という。）の企画提案参加に際し、甲の指示された事項を守り、下記のとおり機密保持を要する内容について、知り得た情報を他に漏らさないことを誓います。

１　総則

　乙は、甲から提供された本業務に関する資料及び情報（以下「資料等」という。）を、第三者に一切開示、漏えいまたは提供しない。

２　機密保持を負う資料等

　乙が機密保持を負う資料等は下記の（１）から（３）のとおり。ただし、開示時に公知である情報、開示前から乙が正当に取得または保持していたと証明できる情報及び開示の権利を有する第三者から当該第三者が機密保持を負うことなく適正に入手した情報は除く。

（１）本業務調達に係る配付資料一式

（２）本業務についての質問に対する回答

（３）本業務のために、甲から提供する資料、甲が保有する資料の閲覧により得られた情報及び甲から口頭により開示された情報

３　機密保持の内容

　　乙は、資料等を善良なる管理者の注意をもって機密保持義務を負い、次の事項を遵守する。

1. 本業務を直接担当する乙の担当者（以下「担当者」という。）以外には資料等の取扱いを

させないこと。また、資料等は、担当者以外に開示しないこと。

ただし、乙は甲の承諾により担当者以外に資料等を取り扱わせること、または開示することができる。この場合は、乙は担当者以外の機密保持について責任を持つこととする。

1. 資料等は、乙の管理する場所に厳重に保管し、適正に管理すること。
2. 資料等は、本業務を検討するために必要な場合を除き、複製、複写、記録をしないこと。
3. 上記（１）から（３）の事項を遵守するため、担当者に対して機密情報の機密性を厳格に

保持させるために必要な措置・指導を行うこと。

４　資料等の返却

1. 乙は、甲から請求があった場合、甲から提供・開示された機密情報が記録された文書、FD等の媒体に記録されたデータ（以下、「文書等」という。）、又は、３の（３）に基づき機密情報が複製、複写、記録された文書等を、速やかに甲に返却すること。
2. 乙は、企画提案に参加する意志の無くなったときには、その事実が発生した後速やかに上記（１）に該当するものを返却すること。

５　補則

本誓約書に記述のない事項については、乙は、信義に従い誠意を持って甲に協議のうえ別途これを定めるものとすること。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　 年　 月　 日

　鴻巣市長　並木　正年 様

　　　企画提案参加予定者　 住　　　　所

　　　 　　　　　　　　　　　　　　社　　　　名

　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　印